

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月生駒市条例第47号。以下「基準条例」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(基準条例の趣旨及び内容)

第2条 基準条例の趣旨及び内容については、この要綱に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号通知）に定める趣旨及び内容をもって、その趣旨及び内容とする。

(指定介護予防支援事業者の記録の整備)

第3条 基準条例第30条第3項第1号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防サービス計画
- (2) サービス担当者会議等に係る記録
- (3) 勤務形態一覧表又は勤務簿タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- (4) サービス利用票・提供票
- (5) 介護給付費明細書
- (6) 個別サービス計画
- (7) 給付管理票
- (8) 加算の算定要件を基礎づける記録
- (9) その他請求内容の基礎となる記録

(遵守すべき事項)

第4条 基準条例第32条第30号の市長が別に定める事項は、次に掲げる事項

とする。

(1) 指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員の研修（次の事項を内容とする研修であって、生駒市が実施するものに限る。）の受講

ア 地域包括ケアシステムの深化・推進についての目指すべき方向性

イ 生駒市における総合事業の特性

ウ 生駒市独自のアセスメントツールの活用

エ 生駒市独自の診療情報提供書の取扱い

オ 指定介護予防支援の考え方と進め方

カ その他適切な指定介護予防支援の提供のために必要な事項

(2) 指定介護予防支援の提供に当たって当該指定介護予防支援事業者が居宅要支援者の居宅等に初めて訪問する際の地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の同行その他の地域包括支援センターと連携したアセスメントの実施

(3) 介護予防サービス・支援計画書（以下「予防プラン」という。）の適正化及び好事例の共有のための次に掲げる事項

ア 当該指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援の提供を初めて受ける居宅要支援者の予防プランに係る情報の市への提供

イ 予防プランの更新前3カ月及び要支援状態区分変更時の地域ケア会議への参加その他必要な協力をするよう努めること

ウ 市が実施するケアプラン点検の対象となる予防プランの提出

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。